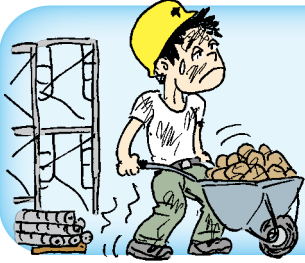




THE 失踪

甘い言葉には惑わされないように!! 失踪すると・・・



結局、**低賃金・賃金不払い**等となる危険が高い!
悪質なブローカー等が介在する場合もあるようです。
失踪後、生活費用等で借金が大きくなり、帰国が困難となること
が多いようです。

家族の方々やお世話になった周囲の人達
に**迷惑**をかけることになります。



技能実習先以外の場所で働くと、**資格外活動**
となり、**退去強制**の対象となります。また、
3年以下の懲役、若しくは禁錮、若しくは300
万円以下の罰金に処せられることがあります。

犯罪に巻き込まれる危険が高まります。

「失踪者」という弱みを握られ、犯罪に加担させられてしまいます。



けがや病気をしても、**保険を使うこと**
が出来ず、結果高い治療費を払うこと
になります。

公益財団法人国際研修協力機構 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11階

まずはご相談 母国語相談フリーダイヤル **0120-022332**

中国語 / ベトナム語 火曜日・木曜日・土曜日 11:00～19:00

インドネシア語 火曜日・土曜日 11:00～19:00

英語 / フィリピン語 木曜日 11:00～19:00